

養護老人ホーム

外部サービス個人契約型(措置施設) 入所定員 50名

事業開始日／昭和14年2月1日

住所／広島県府中市土生町1636番地1

電話／0847-41-2375

入所相談窓口：毎日 午前9時～午後5時まで

面会時間：午前7時～午後8時(緊急の場合は除く。)

建物構造：鉄筋コンクリート造 2階建



感謝してこぼす

自分らしく、
安心して過ごせる毎日を



養護老人ホームとは

おおむね 65 歳以上の方で、経済的・環境上の理由*などから自宅での生活が困難であるという方が入所できる施設です。入所については各市町村の措置決定が必要となります。

また、介護保険施設ではありませんので、寝たきりの方や十分な所得があると見なされた場合には入所できない場合もあります。

※経済的理由とは

おおむね 65 歳以上の高齢者の世帯で、生活保護法による生活保護を受けていること、または、市町村民税の所得割が非課税であること、あるいは、災害その他の事情により生活状態が困窮していること、などの場合を指します。

※環境上の理由とは

入院療養中でないことや、家族あるいは住居の状況などにより、在宅での生活が困難であると認められる場合です。

支援内容

ご利用者の生活習慣を基に新しい“暮らしぶり”を構築するための施設サービス計画書等を一緒に考え、自立した尊厳あるその方らしい暮らしをサポートいたします。

入所のお申込み先

最寄りの市町村福祉事務所等の窓口にご直接お申込みください。
その際、担当者から申請に必要な書類及び入所要件等のご説明があります。

施設見学
受付中

安心して生活できる場を提供しています

養護老人ホームは老人福祉法で規定された「老人福祉施設」ですので、だれもが入所出来るわけではありません。あくまでも環境上の理由や経済的理由などで、在宅での生活が困難な方が入所できる「公的福祉施設」です。

多くの方はお元気で、ウォーキング大会に出場されたり、デイサービスに出かけられたり、通院されたりなど、皆さん思い思いに自主的な生活をされています。

ご利用者の声

入所する以前は一人暮らしでした。田舎なもので話し相手もおらず、さびしい思いをしていました。お金もほとんど無く、また高齢のため将来の生活はどうなるのだろう、と不安ばかりの毎日でした。

こちらへ入所できたのも民生委員さんのおかげです。「こういう施設があるけど利用されたら」という勧めがあって入所しました。同じような境遇の人とも意気投合し、話し相手もたくさん出来ました。安心して日々を過ごせる毎日に感謝しています。



主なレクリエーション

1月	新年互礼会／七草
2月	節分／喫茶
3月	レストラン／児童・生徒との交歓会
4月	花見／家族会／山菜摘み
5月	ショッピング／運動会
6月	喫茶／食べ歩きの会
7月	そうめん流し
8月	お楽しみ会
9月	土生町老人招待交歓会
10月	青空料理
11月	日帰りレクリエーション／秋祭り／せいわ祭り
12月	クリスマス会／もちつき

ご利用者の希望により参加していただけます。

※参加費等の実費をいただく場合があります

よくある質問

Q 施設の利用料金はどうなるのですか？

A 各市町村が前年度の所得に応じて、利用料を決定します。(利用料には、サービス費、居住費、食費などが含まれます。)

Q 外出や面会は自由に出来るのですか？

A 基本的に外出や面会をご自由に行っていただいております。早朝や夜間は、戸締りをいたしますが、インターホンにて対応いたします。なお、外泊もご連絡いただければ可能となっております。

Q 居住する部屋のタイプはどのようなのでしょうか？

A 当施設では、原則二人部屋となっております。(畳部屋)

Q タバコやお酒などの嗜好品は許可されているのでしょうか？

A タバコは指定の喫煙所をお願いします。お酒も周りの方にご迷惑をかけない程度なら問題ありません。ちなみに居酒屋などへ飲みに行かれる方もいらっしゃいます。